

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

January 2024



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - January 2024 -

#### 営利事業所得税審査準則の一部改正

##### ▶ はじめに

台湾の財政部は、2023年12月11日に営利事業所得税審査準則の一部条文を改正し公布しました。この改正は2023年1月1日にさかのぼって適用されるため、2023年度の営利事業所得税の申告に影響があります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、営利事業所得税審査準則の一部条文の改正のポイントを説明します。

##### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 営利事業所得税審査準則一部改正のポイント
- ▶ IFRS、IAS及びEASに合わせたリースの処理に係る改正
- ▶ 台湾境外の私文書の認証規定の緩和、航空券・高速鉄道の証憑規定の緩和、食事手当等、関連する法令改正及び財政部が公布した解釈令に合わせた改正
- ▶ 2023年度から施行するCFC所得適用方法に合わせた改正
- ▶ 欠損金の控除に係る憲法法廷2022年度憲判字第5号判決の趣旨に合わせた改正

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 営利事業所得税審査準則の一部改正



## 営利事業所得税審査準則一部改正の概要

台湾財政部は、2023年12月11日に営利事業所得税審査準則(以下、「審査準則」)の一部条文を改正し公布しました。

今回の改正は、主に会計基準(国際財務報告基準<IFRS>、国際会計基準<IAS>及び企業会計準則公報<EAS>)、関連する法令の改正、財政部が公布した解釈令、及び憲法法廷2022年度憲判字第5号判決の趣旨を参考し、又、「営利事業者の被支配外国法人の所得の認識に係る適用方法(中文「營利事業認列受控外國企業所得適用辦法」、以下「CFC所得適用方法」とします)が2023年度より施行されていること等に合わせた審査準則の一部条文の改正となります。

今回の改正は、主に以下の4つに区分できます。

- ▶ IFRS、IAS及びEASに合わせた改正
- ▶ 関連する法令改正及び財政部が公布した解釈令に合わせた改正
- ▶ 2023年度から施行するCFC所得適用方法に合わせた改正
- ▶ 憲法法廷2022年度憲判字第5号判決の趣旨に合わせた改正



## 営利事業所得税審査準則一部改正の主なポイント

### 主な改正条文及び説明

国際財務報告基準16号に合わせて、リース資産に関する会計処理の参考先を修正し、セール・アンド・リースバック取引の処理規定を修正(改正条文第36の2条)。

2019年度より台湾のIFRS適用会社では、従来のIAS17「リース」よりIFRS16「リース」を適用してリースの認識及び測定を行っているためIFRS16の規定に合わせ、また、IFRSを適用する営利事業者のセール・アンド・リースバック取引に対する処理方法を追加した。さらに、セール・アンド・リースバック取引について、EAS20とIFRS16の会計処理が異なるため、今回の改正ではEAS20のセール・アンド・リースバック取引に関する会計処理と区別できるようにした。

国際財務報告基準16号、国際会計基準40号、企業会計準則公報第20号及び第16号、並びに財政部2020年5月22日台財税字第10904546810号令の規定に合わせ、営利事業者が資産をリースする場合と投資不動産を保有する場合の減価償却の計上の規定を明確に定めた(改正条文第95条)。

営利事業者の資産のリースにあたって、IFRS16やEAS20の規定により認識し、定められた耐用年数にわたって減価償却費を計上する場合、固定資産の購入とみなす。リース資産が小型乗用車に該当する場合、その減価償却費の計上は、審査準則第95条第13項から15項の限度額に関する規定によって処理するものとする。

IFRS、  
IAS及び  
EASに  
合わせた  
改正

# 営利事業所得税審査準則の一部改正



## 営利事業所得税審査準則一部改正の主なポイント(続)

### 重要な改正条文及び説明(続)

台湾境外にある本社又は地域本部の管理費用を配賦する際に添付すべき書類について、台湾在外公館の認証を受けなければならない旨の規定を削除(改正条文第70条)。

実務上、台湾在外公館では境外の私文書が形式上存在しているかどうかについてのみ検証し、私文書の内容そのものは検証しない点を考慮し、今回の改正はその実情に合わせて、関連する提示・添付すべき書類について、台湾在外公館の認証を受けなければならない旨の規定を削除した。

飛行機や高速鉄道を利用した場合の交通費に添付すべきエビデンスの規定を緩和した(改正条文第74条)。

- ▶ 國際線の旅費に関する緩和:航空会社により発行された旅客氏名、搭乗日、発着地を記載した搭乗証明を旅程及び出国の事実を証明するエビデンスとすることができます。
- ▶ 高速鉄道の旅費に関する緩和:当日の往復であれば、担当者(出張者)の証明をエビデンスとすることができます、半券や乗車券購入証明の添付までは求められない。

2021年12月22日に改正・公布された運動産業発展条例第26の2条に合わせ、教育部専用口座を通してプロや社会人スポーツ産業及び重要なスポーツ競技大会の主催者に対する寄附の損金算入規定を追加し、関連記述を修正した(改正条文第79条)。

- ▶ 法令に合わせ、営利事業者が専用口座を通して中央の主管機関により認可された運動産業に対して行った寄附の限度額を追加。
- ▶ 寄附の限度額を計算する所得額の計算式を修正。今回の修正後の算式における各種損金控除範囲について、他の法律(例えば、産業創新生条例、中小企業発展条例、廃止前の重度特殊感染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例、運動産業発展条例、予備軍人招集優待条例等)に定められた費用の加重又は倍で控除する金額を含める必要がある旨の規定が追加されたため、営利事業者が既に当該費用の加重又は倍で控除する規定を適用している場合には、今回の改正後の審査準則によって寄附金の計上可能金額が減少する可能性がある。

物価の変動状況、及び交通部航港局が提供した航路船員の食事手当支給基準を参照して、一般営利事業者、海運業者及び漁業者の従業員給与として計上を免除する食事手当の限度額を修正し、2023年1月1日から適用する(改正条文第88条)。

- ▶ 一般営利事業者:従業員の1人当たりの毎月の食事手当は、残業食事代を含め、その限度額を最大新台幣2,400元から3,000元に引き上げる。
- ▶ 海運業者又は漁業者:国際遠洋航路の場合、1人当たりの毎日の限度額を最大新台幣250元から320元に引き上げる。国際近海航路の場合、1人当たりの毎日の限度額を最大新台幣210元から270元に引き上げる。内航航路の場合、1人当たりの毎日の限度額を最大新台幣180元から230元に引き上げる。

関連する  
法令改正  
及び  
財政部が  
公布した  
解釈令に  
合わせた  
改正

# 営利事業所得税審査準則の一部改正



## 営利事業所得税審査準則一部改正の主なポイント(続)

関連する  
法令改正  
及び  
財政部が  
公布した  
解釈令に  
合わせた  
改正  
(続)

2023年度  
から施行  
するCFC  
所得適用  
方法に  
合わせた  
改正

憲法法廷  
2022年度  
憲判字  
第5号判決  
の趣旨に  
合わせた  
改正

### 重要な改正条文及び説明(続)

家屋及び土地の購入、建設に関する利息支出の計上規定を修正し、租税徵稅法第26の1条の規定により税額分納を申請した場合に加算される利息は損金算入可能とする(改正条文第97条)。

- ▶ 借入利息について、従来の審査準則では土地の購買に係る借入利息を資本的支出に計上しなければならない旨の規定のみ定められていたが、事業の用に供する家屋の購入に係る借入利息(つまり、名義変更手続の完了まで、又は引き渡しから使用開始前までの借入利息)も資本的支出に計上できる旨の規定を追加。
- ▶ 棚卸資産に該当する家屋、又は事業の用に供するものではない家屋の建設又は購入について、その借入利息は繰延費用として計上し、家屋売却時に損金に振り替える旨の規定を追加。
- ▶ 租税徵稅法第26の1条の規定により税額の分納を申請した場合に加算される利息を損金に算入できる旨の規定を追加。

営利事業者が台湾境外のタックスヘイブン国又は地域にある関係会社に投資した場合、営利事業者が被支配外国法人の所得を認識する適用方法の規定に従い投資収益を認識するものとする(改正条文第30条)。

営利事業者が被支配外国法人の持分又は資本を処分した場合、その処分損益は「CFC所得適用方法」の規定により処理する(改正条文第32条及び第100条)。

2023年度からCFC所得適用方法が施行することに合わせ、CFC投資収益の認識方法、CFC処分損益などの計算が当該方法の規定により処理するものとするという規定を追加。

憲法法廷2022年度憲判字第5号判決の趣旨に合わせ、所得税法第39条第1項に関する徵稅機關により確定された各期の欠損の範囲を明確化(改正条文第111の2条)。

営利事業者が、所得税法第39条第1項の但書に基づき当期所得純額から過去10年内の各期の欠損を控除する際、まず、各期の以下に定められた所得額を各期の確定欠損金と相殺した後、欠損残高を当年度の所得純額から控除する旨の規定を追加。

- ▶ 所得税法第42条の規定により益金に算入されない投資収益。
- ▶ 民間の交通建設への参与を奨励する条例第28条の規定により営利事業所得税の納稅が免除された所得額。
- ▶ 民間の公共建設への参与を促進する法第36条の規定により営利事業所得税の納稅が免除された所得額。
- ▶ その他法律の規定により、課税所得計算時に減算される営利事業所得税の徵収や納稅が免除された所得額。

ただし、所得稅が免除された土地及び土地改良取引に係る所得、所得稅の課稅が停止された有価証券及び先物取引に係る所得、企業M&A法第44条の規定により営利事業所得稅が免除された所得、国際金融業務支店、国際証券業務支店及び国際保険業務支店の所得、及びその他の法律の規定により営利事業所得稅の納稅が免除された所得額は、各期の確定欠損金と相殺する必要がない。また、損失である場合も各期の確定欠損金に算入することはできない。

# 営利事業所得税審査準則の一部改正



## EYの考察

営利事業所得税審査準則は、その直近の改正から既に5年以上が経過しました。

この期間の会計基準、法令及び関連解釈令の改正、並びに実務上の実施運用状況を考慮して、徴税・納税双方に係る営利事業所得税の申告及び審査に対してより法令を順守することができ、又、法令規範をより明確化するため、財政部は審査準則の一部条文の規定を追加、緩和又は明確化をしました。

特にご留意いただきたい点として、2023年5月に財政部が公布した審査準則改正草案の内容と比較すると、今回の正式な改正条文と草案との間に、主に以下の相違がある点です。

- ▶ 物価の変動状況に合わせて、一般営利事業者の従業員の食事手当計上の限度額が新台幣2,400元から3,000元に引き上げられ、この改正が2023年1月1日から遡及適用が可能であること。
- ▶ 営利事業者が当年度所得純額から過去10年度の徴税機関にて確定された各期の欠損を控除する際、まず所得税法第42条に定められた益金不算入の投資収益と相殺しなければならないだけでなく、奨励民間参与交通建設条例第28条、促進民間参与公共建設法第36条及びその他の法律により営利事業所得税の納税が免除された所得額とも相殺しなければならない旨を明確に定めていること。ただし、所得税の納税が免除された土地及び土地改良物取引所得額、証券及び先物取引所得額、企業M&A法の規定により営利事業所得税の徴収が免除された所得額などは相殺対象から排除されていること。

今回の審査準則一部条文の改正は、2023年度の営利事業者の益金・損金の申告に対して影響を与えます。そのため、営利事業者は、適時に自社の帳簿処理及び最近の営利事業所得税申告状況を確認して、関連する調整を行うことが望まれます。

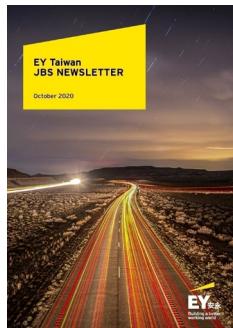
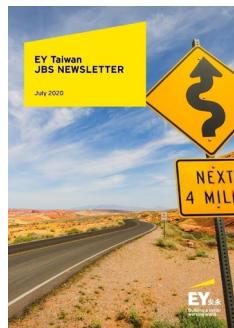
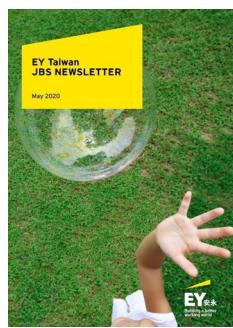
今回の改正について疑問がある場合は、自身の利益を損なうことがないよう、その適用について、われわれEYや各税務コンサルタントにお問い合わせいただくことをお勧めします。



# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)

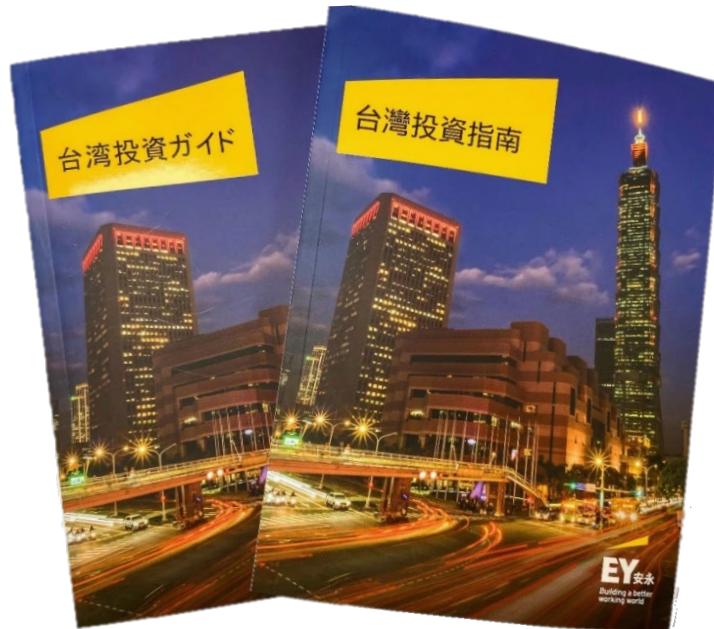
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

## 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人の討論やコミュニケーションもスムーズです。



## EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北（WEB同時配信） 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

劉惠雲 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

#### 林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

#### 周黎芳 執業會計師

02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

#### 楊建華 執業會計師

02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

#### 蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

#### 孫孝文 執業會計師

02 2757 8888 88861  
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

#### 吳文賓 執業會計師

07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

### JBS

#### 清本 雅哉 副總經理

02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

#### 橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867  
junya.hashimoto@tw.ey.com

#### 持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

02166-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

